

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「株主」、「顧客」、「取引先」、「従業員」の4つのステークホルダーの満足を通じて長期安定的な成長を遂げていくことを経営理念として掲げ、企業価値の継続的な向上を目指しております。

そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が重要な課題と認識し、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営活動に取組みながらコーポレート・ガバナンスの強化を図ることを基本方針としております。

コーポレート・ガバナンス体制

当社のコーポレート・ガバナンス体制につきましては、会社法に基づく機関として、株主総会、取締役、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を設置しており、これら機関のほかに、執行役員制度を導入し、内部監査室、内部統制委員会を設置しております。

また、当社は企業理念および取締役会規程をはじめとする業務遂行にかかわる社内諸規程が遵守されるよう図るとともに、企業活動にかかわる法令変更または社会環境の変化に従って適宜規程の見直しを行い、業務執行の適正性と財務報告の正確性を確保するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1－2④ 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】

当社ではインターネットによる議決権電子行使（電磁的方法による議決権行使）プラットフォームを採用しております。書面投票制度に加え、インターネットによる議決権行使を採用することで、より株主様が容易に議決権を行使しうる体制を整えております。一方、当社の株主構成は海外投資家比率が比較的に低いためコスト等を勘案し、現状では英文での招集通知は作成しておりません。今後、株主比率の動向を注視しながら、招集通知の英訳の検討を進めてまいります。

【補充原則 2－4① 人材登用の多様性確保に向けた考え方と目標】

当社は優秀な人材については、多様性の確保の観点から、性別、国籍等の属性によることなく積極的に採用および登用する方針のもと、平等な評価や登用する機会を設けております。また、社員数が限られているため、多様性に係る測定可能な目標については検討課題としております。

【補充原則 3－1③ サステナビリティの取組みと人的資本・知的資産への投資】

わが国においても、中長期的な企業価値の向上に向け、サステナビリティが重要な経営課題であるとの意識が高まっている中、当社は、サステナビリティ（ESG・環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）要素を含む中長期的な持続可能性）課題への積極的な貢献が重要であるとの認識のもとに、常に住む人々に満足していただける良質な住宅を供給し続けることを経営理念に掲げ、商品企画においては、環境に配慮した建築素材の採用、LED照明の設置等により、環境や人に優しい住宅づくりを行っております。なお、人的資本や知的財産への投資等については開示しておりません。

【補充原則 4－1② 中期経営計画の開示】

現在、当社では中期経営計画を策定しておりますが、変化が激しい経営環境の中で、中長期的な業績予測を掲げることは、必ずしも投資家の適切な判断に資するものではないとの立場から、その開示は予定しておりません。なお、取締役会は、中期経営計画の進捗状況や差異分析の結果について報告を受け、その妥当性に関する監視・監督機能を果たすことにより、中期経営計画の達成に向けた努力を行っております。

【補充原則 4－1③ 最高経営責任者等の後継者の計画】

当社は、最高責任者である代表取締役社長の後継者の計画を現時点では明確に定めておりません。ただし、代表取締役の選定にあたっては、人格・見識・実績等を勘案して適当と認められる者の中から選定することとし、取締役会は人事案の実施状況について監督してまいります。

【補充原則 4－2① 経営陣の報酬決定手続き】

当社の役員報酬は、金銭報酬のみで固定報酬、役員賞与、役員退職慰労金で構成されております。取締役の報酬については、株主総会で決定した範囲内で、取締役会にて会社の経営内容、経済情勢、各取締役の担当業務、業績、および貢献度等を総合的に勘案し個別の報酬額を決定しております。業績連動報酬や自社株の報酬につきましては今後の課題として検討してまいります。

なお、取締役等の役員に対しましては、企業価値向上の意識を共有するため、役員持株会等、インサイダー取引規制に抵触しない方法により自社株を取得することを推奨しております。

【補充原則 4－2② サステナビリティの基本方針】

当社は「原則3－1③」に記載の通り、環境や人に優しい住宅づくりを通じてサステナビリティの実現に努めておりますが、サステナビリティを巡る基本的な方針については、今後、方針の明文化を検討してまいります。

【原則 4－8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、社外取締役1名と社外監査役2名を独立役員として届出しております。独立社外取締役は、社外取締役としての客観的な立場から、他の取締役及び監査役と忌憚のない意見交換を適宜行っており、その責務を十分に果たしております。社外取締役の増員につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則 4－10① 独立した諮問委員会の設置】

監査役会設置会社である当社は、独立社外取締役の人数は、取締役会の過半数には達していませんが、取締役の指名・報酬などにつきましては取締役会において十分な説明及び議論を行い、承認を得ることとしております。取締役会における重要な事項につきましては、独立社外取締役及び独立社外監査役の適切な関与のもと議論を行っておりますので、取締役会は十分にその機能を果たしております。

[原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件]

当社は、取締役については、国籍、性別を区別することなく経験、能力、人格を有する人材を選任することを原則としており、ジェンダーや国際性の面を含む多様性の確保については、今後検討してまいります。また、当社は監査役として、経営、財務、会計に関する十分な知見を有するものを3名選任しております。

[原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表]

当社では、経営戦略、経営方針等については有価証券報告書に記載し、毎期、収益計画をベースとした通期業績予想を公表しておりますが、資本効率等に関しては、経営上において検討を重ねているものの、具体的な算出及び公表は行っておりません。また、事業ポートフォリオの見直し、経営資源の配分等についても取締役会で協議・検討を進めておりますが、その公表については、今後の当社の業績動向等を踏まえて、検討してまいります。

[補充原則 5-2① 事業ポートフォリオに関する基本的な方針]

当社では事業環境の変化に応じて、各セグメントの事業特性や収益性、財務面への影響を勘案しながら最適な事業ポートフォリオ構成の見直しを努めておりますが、[原則5-2]に記載の通り、経営戦略の策定・公表に当たって、事業ポートフォリオの基本方針については開示を行っておりません。今後、セグメント別の資本コスト対比の収益性分析等とともに、事業ポートフォリオの基本方針および見直しの状況に関する開示について検討してまいります。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示] 更新

[原則 1-4 政策保有株式]

現在、当社は政策保有上場株式を保有しておりません。本原則は適用されないものと考えております。

[原則 1-7 関連当事者取引]

当社は、取締役および近親者と当社グループとの取引に関する調査を毎年実施し、関連当事者取引の有無を確認しております。また、取締役会規程を定め、取締役と会社間の自己取引、競業取引および利益相反取引については、株主共同の利益を害することの無いよう取締役会での審議承認を要することとしております。関連当事者間の取引については法令および東京証券取引所の定める規則に従って開示しております。

[原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は現在、企業年金制度を導入しておりません。本原則は適用されないものと考えております。

[原則 3-1 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

有価証券報告書の第2「事業の状況」1「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載しておりますので、ご参照ください。

(2) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当報告書のⅠの1「基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、有価証券報告書の第4「提出会社の状況」4「コーポレート・ガバナンスの状況等」(4)「役員の報酬等」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補の指名方針については、経営に関して客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること等を指名基準としており、取締役候補の指名手続きについては、代表取締役が株主総会に推薦する候補者の氏名を取締役に提案のうえ、取締役会にて候補者を決定します。監査役候補の指名については、業務執行者からの独立性が確保できるか、公正不偏の態度を保持できるか、任期が全うできるかな等を勘案し、代表取締役が候補者の氏名を提案し、監査役会で協議し同意を得て、取締役会にて候補者を決定します。

(5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明補充

株主総会へ取締役の選任議案として上程した際の「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

[補充原則 4-1① 経営陣に対する委任の範囲]

当社の取締役会は、法令、定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に基づき、経営上の業務執行の基本事項について決定するとともに、その執行を監督するものとしております。また、当社は執行役員制度の導入により、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行を担う執行役員の機能分離の確立を図っております。なお、代表取締役社長は、「組織規程」に基づき、定款及び取締役会決議の定めにより当社を代表し、株主総会または取締役会が決定した事項や年度経営計画に基づく各部業務計画の承認等の取締役会から委託されている事項について、自ら決定し執行するものとしております。役付取締役および他の取締役は、会社の業務執行全般について社長を補佐するほか、社長が委嘱する部門の業務を担当しております。

[原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]

当社では、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置き、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、「独立社外取締役の独立性基準」を策定し、本報告書にて開示しております。

[補充原則 4-11① 取締役会の知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方]

常勤取締役は、代表者のほか、財務・管理部門、事業部門等の経験者で構成されており、いずれも専門性の高い経験を有しております。社外取締役は、誠実な人格、高い識見と能力を有し、特に会計・税務等の分野における高度な専門知識と豊富な経験を有しております。なお、選任手続きについては、[原則3-1](4)に記載のとおりです。また、スキル・マトリックスなどの取締役の有するスキル等については、今後、開示することを検討しております。

[補充原則 4-11② 取締役および監査役の他社との主な兼任状況の開示]

当社は、従来から「株主総会招集ご通知」において適切に開示を行っております。また、兼務の状況については、定期的に取り締役に報告しております。

〔補充原則 4－11③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価〕

当社の取締役会では、全体の実効性に係る各取締役の自己評価は行っておりませんが、毎月1回の「定時会」と、必要に応じて開催する「臨時会」において、社外取締役及び社外監査役の適切な意見や助言のもと決議事項及び報告事項について適宜、審議、報告、議論がされており、実効性のある取組みが行われていると評価しております。更により良い評価の仕組みや開示方法の構築については、今後の検討課題であると認識しております。

〔補充原則 4－14② 取締役・監査役に対するトレーニングの方針〕

当社は、取締役・監査役に対して、その役割・責務を果たすことができるように、必要に応じて、社内研修や外部講師による研修会の開催ならびに社外セミナーへの参加など、取締役及び監査役にとって職務遂行上必要な知識・経験等を得る機会を設けております。

〔原則 5－1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、株主・投資家とのコミュニケーションの窓口としてIR担当役員を選任し、IR広報室を設置しており、株主との建設的な対話を促進するため、部門間での適切な情報共有と連携を行いながら、株主や投資家からの対話の申込があった場合は、合理的な範囲内で対応するとともに、当社のホームページ上でのIR情報の発信や、経営状態や財務状況に関する電話取材への対応を行っております。また、対話において把握された株主の意見等を随時、取締役会に報告する体制を整えるとともに、公平性を確保するためインサイダー情報の漏洩防止に努めております。なお、資本コストを把握した経営戦略や経営方針の開示につきましては、引続き経営課題として認識し、より具体的な内容と株主の皆様に対してご説明できるようになりました段階で開示を検討させていただきます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

〔大株主の状況〕更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社ユニテックス	2,200,400	11.06
株式会社東京ウエルズ	1,243,460	6.25
村上 三郎	800,000	4.02
京東株式会社	628,400	3.16
株式会社ジェイ・エス・ビー	563,360	2.83
中野 孝一	416,700	2.09
株式会社大勝	300,000	1.51
株式会社向陽	160,000	0.80
鈴木 良一	154,600	0.78
横澤 紀夫	150,000	0.75

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	不動産業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田口 雄	税理士											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田口 雄	○	独立役員である。	田口雄氏は、行政分野における多様な経験に加え、税理士として税務及び財務会計に関する専門的な知識を有し、客観的かつ専門的な視点からのご意見を当社の経営に活かしていただくことを期待するとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である監査法人との間で、定期的に連絡会を開催し、効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菊地 謙治	税理士													
小林 秀一	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先 (f、g及びhのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菊地 謙治	○	独立役員である。	菊地謙治氏は税理士として税務会計の専門知識と経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されます。当社の経営に対して客観的かつ中立的な視点で経営の公正・透明性を監督できる人材であり、人格・識見に優れ、高い倫理観を有していること、かつ、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。
小林 秀一	○	独立役員である。	小林秀一氏は税理士として税務会計の専門知識と豊富な経験を有し、客観的立場から当社の経営を監査されることが期待されるとともに、一般株主と利益相反が生じる恐れのないことから同氏を指定したものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	3 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

【独立社外取締役の独立性基準】

社外取締役が、下記1～5のいずれにも該当しない場合に、独立性があると判断します。

1. 当社を主要取引先とする者又はその業務執行者
2. 当社の主要な取引先又はその業務執行者
3. 当社から、役員報酬以外に一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ているものが法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
4. 最近において1. 2又は3に掲げる者に該当していた者
5. 次の（A）～（E）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の2親等以内の近親者
 - （A）1～4までに掲げる者
 - （B）当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）
 - （C）当社の子会社の業務執行者
 - （D）当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与
 - （E）最近において前（B）～（D）又は当社の業務執行者（業務執行者でない取締役を含む）に該当していた者

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、委任契約の報酬、提供する労務の対価という性質のもので、現在の変化の激しい経営環境の下では取締役報酬を業績に連動させることが、必ずしも取締役の職務への精励を促すことになるとは言い切れないため、インセンティブの付与は行っておりません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当該事業年度において定款または株主総会決議に基づく報酬について、取締役及び監査役に支払った報酬額を有価証券報告書及び事業報告で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は社内規程に、役員の報酬は、世間水準、経営内容及び社員給与とのバランスを考慮し、株主総会が決定した報酬額の限度内において、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役の協議で決定することと定めております。なお、1994年6月2日開催の臨時株主総会決議により、取締役の報酬等の限度額は年額300百万円以内、監査役の報酬等の限度額は年額50百万円以内となっております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

- 1. 社外取締役及び社外監査役を補佐する専従スタッフは配置していませんが、適宜関係部署で対応しています。
- 2. 経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、取締役ないし関係部署より随時報告することとしております。
- 3. 取締役会の議題について必要な場合は、配布資料に基づき事前に説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- 1. 取締役6名のうち、1名は社外取締役であり、取締役会規程に則り、取締役会を原則として月1回以上開催し、重要事項は全て付議しております。
- 2. 監査役3名のうち、2名が社外監査役であり、監査役は取締役会等の重要な会議に出席する他、稟議書の閲覧等を通じて取締役の業務執行状況を監査しております。
また、監査役は各部署への往査等により業務上の問題点などの把握に努め、年3回開催を予定している社長との懇談会において経営改善に向けた提言を行っております。
- 3. 主な委員会組織としては、社長を委員長とし、管理本部長、事業本部長、各部長等で構成する「内部統制委員会」を設置しております。委員会は、3ヶ月に1度開催し、コンプライアンス体制の整備・強化、社内徹底方策等の検討、リスクへの対策等検討、適正な財務報告の実現を目的とする内部統制推進等を行うこととしております。
- 4. 内部監査部門として、業務執行部門から独立した組織として監査室を設置し、監査役と連携しつつ全部門を監査しております。
- 5. 会計監査人にはRSM清和監査法人を選任しております。
- 6. 社外取締役及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社外取締役及び監査役は会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会を設置しており、監査役会は監査役1名と当社とは利害関係のない社外監査役2名で構成されております。社外監査役2名は独立の立場から公正中立な監査を行い、かつ、監査役は取締役会に出席し、質問や意見の表明を通じて取締役の職務遂行状況を監視しております。また、社外取締役を1名選任しており、客観的かつ専門的な視点からの意見を当社の経営に活かしていただくことを期待するとともに、一般株主と利益相反の生じる恐れがない独立の立場から意見をいただくことが期待されます。このことから、経営の監視機能の面では、十分機能する体制が整っていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

補足説明

株主総会招集通知の早期発送	
集中日を回避した株主総会の設定	
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォンにて議決権が行使できる仕組みを導入しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上での決算情報やニュースリリースに関する電子開示を早期に実施しており、株主や投資家の皆様など多くの「ステークホルダー」に対するタイムリーかつ公平なディスクロージャーを心掛けております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンスマニュアル等にて規定しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、全てのステークホルダーの利益に十分配慮した経営を行うことを経営理念として掲げておりますが、実際の経営がその通り行われているかどうかを監視するための体制として、強固な内部統制システムを構築することが、経営上の重要課題であると考えております。各項目に関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)法令遵守を経営の最重要課題として位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に定めた行動規範、行動原則を、取締役及び従業員全員が順守するよう徹底することとする。
- (2)取締役会規程により、取締役会を月1回以上開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督することとする。
- (3)取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることとする。

2. 使用人の職務の遂行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「コンプライアンスマニュアル」をグループウェアに掲示するほか研修・勉強会等を通じて従業員に徹底し、これらの遵守を図ることとする。
- (2)内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室を置くこととする。
- (3)取締役は当社において重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告することとし、遅滞なく取締役会において報告することとする。
- (4)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として社内通報制度を整備し、「企業倫理ホットライン規程」に基づきその運用を行うこととする。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る文書その他の重要な情報を、「文書管理規程」及び「情報システム安全対策規程」に基づき、その保存媒体に応じて適切な状態で、保存・管理することとする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)当社の業務執行に係るリスク(不確実性)を洗い出し、それぞれのリスクごとに管理・対応策を定め、リスクの軽減に取り組むこととする。
- (2)不測の事態が発生した場合は「緊急時対策マニュアル」によって事業本部長または管理本部長を本部長(室長)とする対策本部(対策室)を設置し、迅速かつ適切に対応することにより事業の継続を確保するための体制を整えることとする。
- (3)社長、管理本部長、事業本部長、各部室長等のメンバーにより構成する「内部統制委員会」の定期的な開催により、リスク情報の収集、情報の共有化、対策の検討等を行うこととする。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等においてそれぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1)「関係会社管理規程」により、当社の当社グループ各社に対する管理の基準を定め、必要に応じて当社への報告を求め、当社グループ各社における法令及び定款に適合するための指導、育成を行うものとする。
- (2)業務執行を担当する取締役・執行役員は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導することとする。

(3)監査室は、当社グループ各社における内部監査を実施し、当社グループ各社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保するよう努める。

(4)監査役は、当社グループ各社の監査役と緊密な連携を保ち、効果的な監査を行うよう努める。

(5)当社及び当社グループ各社は財務報告の適正性、信頼性を確保し、社会的信用の維持・向上を確かなものとする内部統制の体制を構築する。

7. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助者を置くこととし、その人事については取締役と監査役が意見交換を行うものとする。また、業務補助者は、監査役から指示された職務が発生した場合、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1)当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人は、業務または業績に重大な影響を及ぼすおそれのある事態を発見したときは、遅滞なくその内容を当社の監査役に報告することとする。また、当社の監査役は取締役会の他全体会議等の重要な会議に出席するとともに主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることとする。

(2)当社は、当社の監査役へ報告を行った当社の取締役及び使用人並びに当社グループ各社の取締役、監査役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

(3)取締役は、「企業倫理ホットライン規程」による通報の内容、会社の対応等の顛末についても必要に応じて監査役に報告することとする。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的な意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務を遂行することとする。

(2)当社は、監査役もしくは監査役会が、その職務の執行について生じる費用の前払又は償還等を請求したときは、当該監査役又は監査役会の職務の執行に必要なと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理することとする。

10. 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社グループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。

また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループ各社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する。また反社会的勢力及び団体から不当な要求があった場合には、必要に応じて外部機関（警察、弁護士等）と連携して組織的に取り組み、毅然とした対応をとる。

また、自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例の遵守に努め、暴力団等反社会的勢力の活動を助長し、又は暴力団等反社会的勢力の運営に資することとなる利益の供与は行わない。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

現時点において、買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、投資家への適時適正な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報を開示することをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけて、迅速にディスクロージャーできる体制を構築しております。管理本部長が会社情報の取扱責任者を担当しており、投資者の判断に重要な影響を与える発生事実、決定事項並びに決算情報等を一元的に管理、かつ適時適切な会社情報の開示や金融商品取引所への報告等を行っております。

1. 会社情報の適時開示担当組織の状況

当社では、可能な限り迅速に重要事項をディスクロージャーできる体制を整備するために、情報取扱責任者の指示により、IR広報室及び経営企画部が担当部署としてその任にあたっており、決算情報などに関しては財務経理部と協力のうえこれにあたっております。

またIR広報活動につきましては、IR広報室が担当し、株主をはじめとする利害関係者にとって分かりやすい広報活動を基本にタイムリーディスクロージャーに向けて積極的に取組んでおります。

当社における情報取扱責任者及び担当部署の状況は以下のとおりであります。

・情報取扱責任者：管理本部長
・担当部署：IR広報室、経営企画部、財務経理部

2. 会社情報の適時開示手続き

当社では、社内各部署及び子会社において内部情報が発生した場合には、社内規程に従い、各部署の責任者（役員及び部署長）が、情報取扱責任者に速やかに報告、連絡及び相談することとしております。

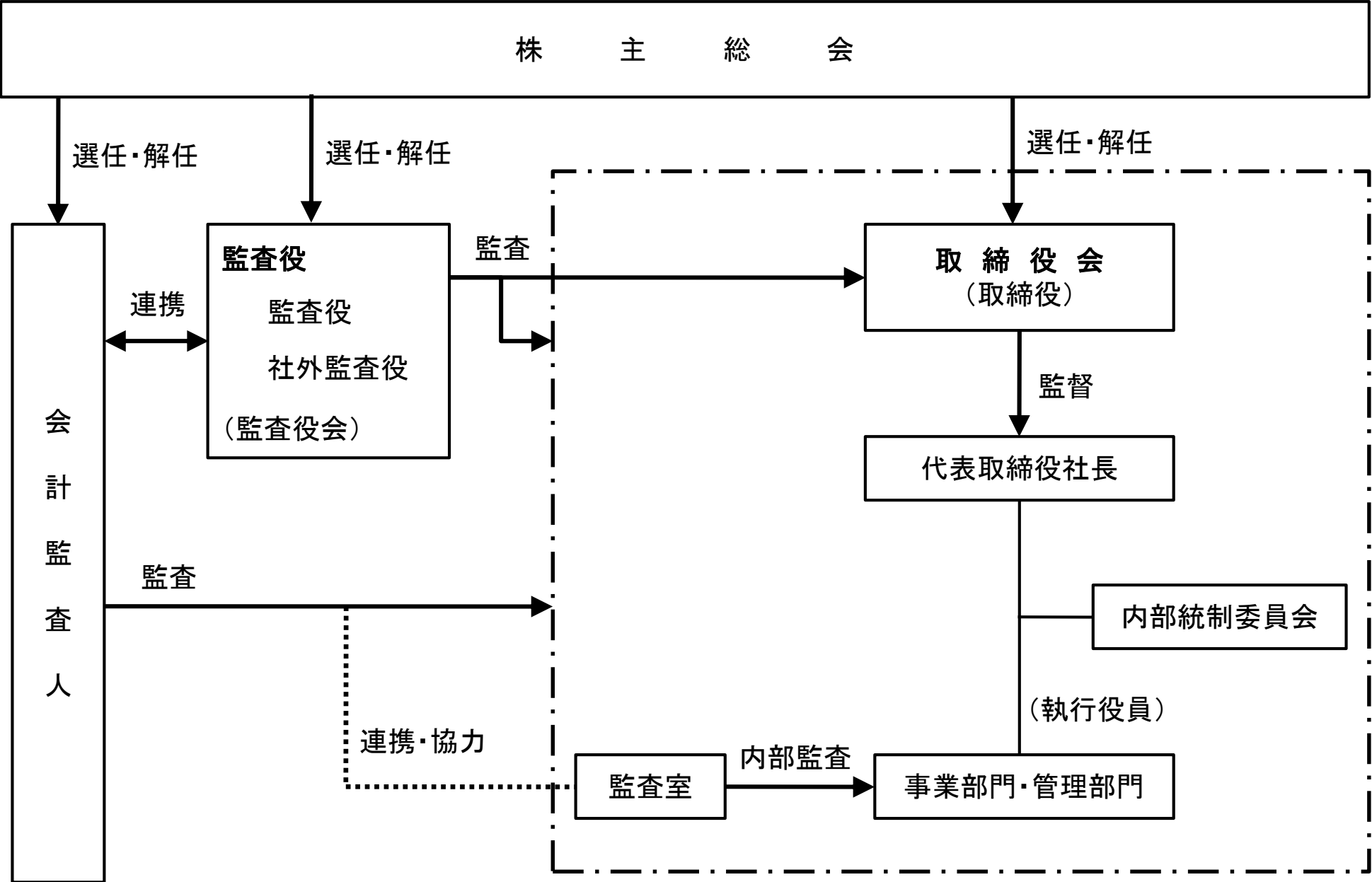
情報取扱責任者は、それら内部情報の選択管理を行う一方、代表取締役社長及び役員等への報告、連絡及び相談等を行い、関係部署などとも

協議のうえ、情報の重要度や適時開示情報に該当するか否かなどの判断を行い、開示すべき情報については、その都度適切な対応を行っております。

なお、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に定める開示基準に該当する会社情報のうち、決定事実並びに決算情報については、取締役会など、会社の業務執行を実質的に決定する機関による決議・決定が行われた時点で、遅滞なく開示を行う体制を採っております。

会社情報の適時開示は、情報取扱責任者の指示により、経営企画部が「適時開示情報伝達システム(TDnet)」において開示したうえで、速やかに報道機関への発表並びに当社ホームページへの掲載をおこなっております。

コーポレート・ガバナンス 体制



適時開示に係る体制

